

平成23年度の「太陽光発電促進付加金」に関する認可申請について

当社は、平成23年4月分から平成24年3月分までの電気料金に適用する平成23年度の「太陽光発電促進付加金単価」を算定し、本日、経済産業大臣に対し、平成23年度の電気供給約款等の料金に係る特別措置の実施について、認可申請を行いました。

平成23年度に適用される「太陽光発電促進付加金単価」については、「0.06円/kWh」で申請しました。なお、この単価は、後日、国の審議会である買取制度小委員会の審議を経て、決定されます。

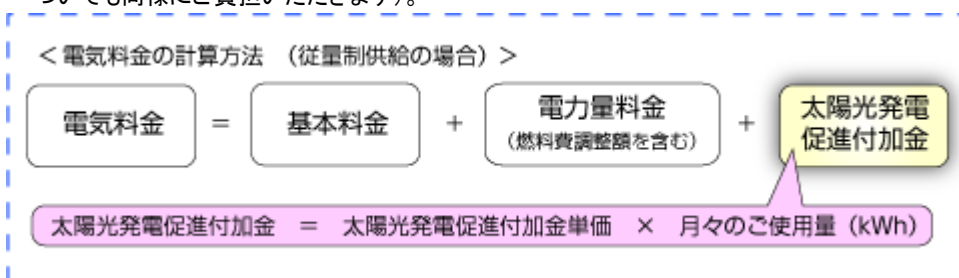
この認可申請は、低炭素社会の実現に向け、「国民の全員参加」による太陽光発電の普及促進等を目的とする「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年8月28日施行）」等（以下、「法令等」といいます。）の制定に伴い導入された「太陽光発電の余剰電力買取制度」の実施を受け、年度ごとに行うものです。

この制度は、太陽光発電設備で作られた電気のうち、自家消費されなかったものを国が定めた単価で電力会社が買取し、その暦年の1年間の実績費用を「太陽光発電促進付加金」として、電気をご使用になる全てのお客さまに、翌年度の1年間で、ご使用量に応じてご負担いただく仕組みとなっております。

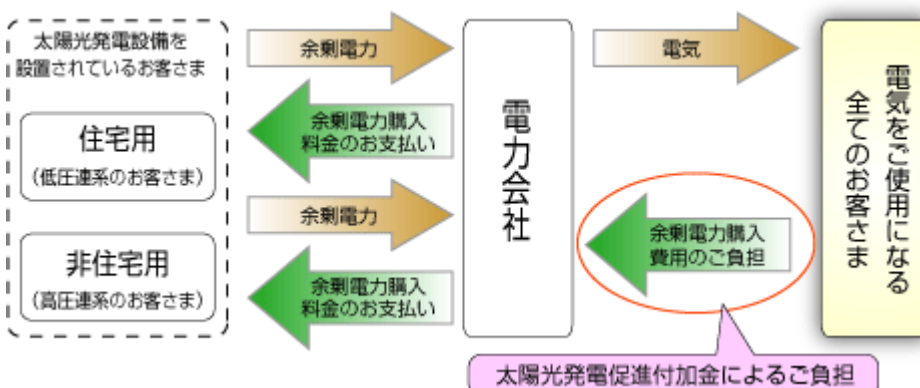
【特別措置の概要】

1. 太陽光発電促進付加金

月々の電気料金の一部として、太陽光発電促進付加金をご使用量に応じてご負担いただきます（自由化部門のお客さまについても同様にご負担いただきます）。



[参考1]太陽光発電の余剰電力買取制度のイメージ



2. 平成23年度の太陽光発電促進付加金単価

平成23年4月分から平成24年3月分までの電気料金に適用される太陽光発電促進付加金単価は、法令等に基づき、算定した結果（銭未満の端数は切捨て）、以下のとおりとなりました。

供給電圧 太陽光発電促進付加金単価（従量制供給の場合・税込）

1kWhにつき 全電圧共通 0.06円※

（注）定額制供給の太陽光発電促進付加金単価については、従量制供給の場合に準じて算定します。

※. 標準的なご家庭への影響額

従量電灯Aのお客さまで、1月あたり300kWhをご使用の場合、太陽光発電促進付加金として、1月あたり18円をご負担いただくこととなります。

[参考2]太陽光発電促進付加金単価の算定

太陽光発電促進付加金単価は、買取に要した実績費用に基づき、以下の算定式により、年度ごとに算定します。

太陽光発電 促進付加金単価 = $\frac{\text{前年の買取費用総額} - \text{回避可能費用(注1)} \pm \text{過去の調整分(注2)}}{\text{当年度における想定総需要電力量}}$

(銭未満切捨て)

(注1) 余剰電力の購入に伴い、電力会社の発電電力量が減ることによって、支出を免れる費用等。

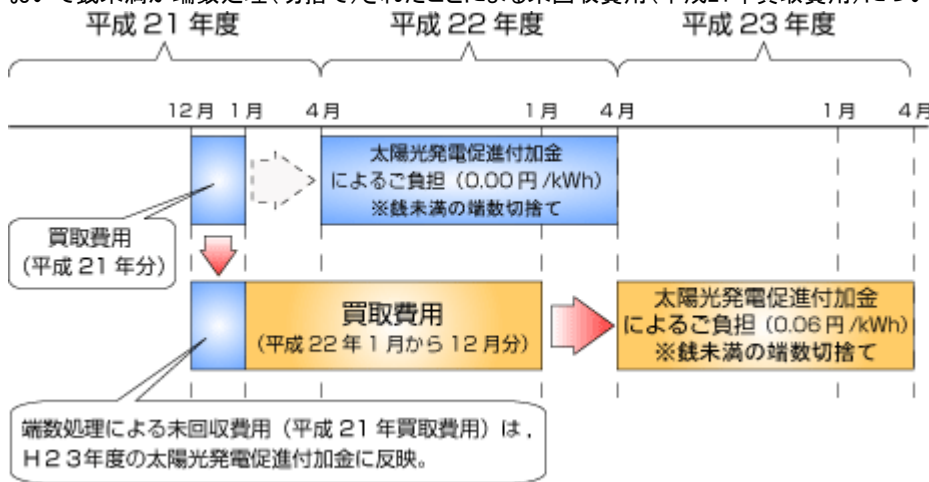
(注2) 想定総需要電力量と実績総需要電力量の相違から生じる回収額の差額と、前年度単価の算定時において銭未満が端数処理(切捨て)されたことによる未回収額の合計額。

(注3) 太陽光発電促進付加金単価は、法人事業税および消費税等相当額を反映します。

[参考3]買取から「太陽光発電促進付加金」によるご負担までの流れ

1年間(暦年)の買取に要した実績費用を、翌年度の1年間に「太陽光発電促進付加金」としてお客さまにご負担いただきます。(太陽光発電促進付加金単価は年度を通して均一です。)

なお、平成23年度の太陽光発電促進付加金単価の算定にあたっては、平成22年度の太陽光発電促進付加金単価の算定時において銭未満が端数処理(切捨て)されたことによる未回収費用(平成21年買取費用)についても反映します。



3. その他

託送供給約款に適用する「太陽光発電促進付加金」に関する承認申請も、本日、あわせて行いました。

以上

添付資料

[太陽光発電促進付加金単価表\(認可申請内容\)](#)  [PDF:1,061KB]



太陽光発電促進付加金単価表（認可申請内容）

当社は、平成23年1月20日、経済産業大臣に対し、平成23年度の太陽光発電促進付加金単価について、以下のとおり、認可申請を行いました。

（1）規制対象のお客さま（低圧）

単位：円

区		分		太陽光発電促進付加金単価（税込） 平成23年4月分から平成24年3月分料金まで		
従 量 制 供 給	低圧 （電圧100V・200V）	従量電灯A 臨時電灯B 農事用電灯（従量制） 公衆街路灯B	1契約につき最初の15kWhまで		0.95	
			上記をこえる1kWhにつき		0.06	
		時間帯別電灯 ファミリータイム〔プランI・II〕 低圧電力 深夜電力B など	1kWhにつき		0.06	
定 額 制 供 給	定額電灯 公衆街路灯A 農事用電灯（定額制）	1 月 に つ き	20Wまでの1灯につき		0.49	
			40Wまでの1灯につき		0.98	
			60Wまでの1灯につき		1.47	
			100Wまでの1灯につき		2.45	
			100W超過50Wまでごとに1灯につき		1.23	
		小 型 機 器	50VAまでの1機器につき		0.74	
			100VAまでの1機器につき		1.46	
			100VA超過50VAまでごとに1機器につき		0.74	
		1 日 に つ き	臨時電灯A	50VAまで		0.02
				100VAまで		0.04
500VAまでの100VAまでごとに				0.04		
1kVAまで				0.40		
3kVAまでの1kVAまでごとに				0.40		
1 日 に つ き	臨時電力（定額制）	契約電力1kWにつき		0.41		
		契約電力0.5kW		0.21		
1 日 に つ き	農事用電力B（定額制）	契約電力0.5kW		0.11		
		契約電力1kW		0.21		
		契約電力2kW		0.41		
		契約電力3kW		0.62		
		契約電力4kW		0.83		
		契約電力5kW		1.04		
1 日 に つ き	農事用電力C	契約電力1kWにつき		0.75		
		契約電力0.5kW		0.38		
	深夜電力A	1月につき		6.30		

※ 上記の太陽光発電促進付加金単価は、消費税等相当額を含みます。

※ 上記の太陽光発電促進付加金単価は、後日、国の審議会である買取制度小委員会の審議を経て正式に決定されます。

（2）自由化対象のお客さま（特別高圧および高圧）

単位：円

区		分		太陽光発電促進付加金単価（税込） 平成23年4月分から平成24年3月分料金まで	
高圧 （電圧6,000V）	業務用電力、 高圧電力など	1kWhにつき		0.06	
特別高圧 （電圧20,000V以上）	特別高圧電力A、 特別高圧電力Bなど	1kWhにつき		0.06	

※ 上記の太陽光発電促進付加金単価は、消費税等相当額を含みます。

※ 上記の太陽光発電促進付加金単価は、後日、国の審議会である買取制度小委員会の審議を経て正式に決定されます。

（注）託送供給約款（接続供給電力量）に適用する「平成23年度の太陽光発電促進付加金単価」は、上記と同じ単価となります。